



単価引き上げ分をダンプ労働者に支払うよう元請指導の強化を（7月30日北海道札幌市）

第21回全国キャラバン 各発注当局へ要請行動

答 回 継続こそその力なり 要求前進の足がかり

「各団体への指導要請をおこなう。実態調査、モニター調査等現場の声を聞きながら指導、徹底をおこなう」

（北海道開発局）
「労災保険の加入は文書で指導している」

（北海道庁）
「労災加入は春と冬に文書で指導している」

「建退共は全ての労働者に確実に貼付するよう、元請へ文書等で指導している」

（札幌市）
「12条団体等の使用促進措置については、『過積載によ

る違法運行の防止対策について』を各工事事務所周知し、特記仕様書において請負者の指導を徹底している」

（茨城県）
「消費税の転嫁について、建設業法19の3項（不当に低い請負代金の設定）に該当する場合には指導をおこなう」

（茨城県）
「ダンプ規制法の目的に鑑み、12条団体等の使用促進は、指導事項に基づき指導している。しかし、個別の名前を出しての指導はできない」

（ネクスコ西日本）
「雇用保険法など法に基づ

き指導していく。元請に対して労災保険を促進するように指導する」

（大阪府）
「ダンプ規制法の目的に鑑み、受注者へ諸法令遵守を仕

生しました。
8月25日現在死者58名（9月10日現在死者73名）、行方不明者は28名（9月10日現在1名）という未曾有の大惨事となりました。

豪雨災害 広島豪雨災害支援 ボランティア活動

広島 ダンプ

様書等に記載し、指導している。12条団体等については理解している」

（大阪市）
「法の目的に鑑み、12条団体等の使用促進の徹底を行っている。交通安全に寄与する団体等で指導している。職員にも指導を徹底する」

（近畿地方整備局）
「自家用ダンプの使用については個々に判断します。労働者であれば大丈夫です」

（四国運輸局）

多くの関係者が被災しており、組合員や家族のいのちと暮らしを守る立場で、救援活動をおこなっています。

広島県労連加盟の組合員も、23日（土）、24日（日）の2日間、安佐南区の被災地区のボランティア活動をおこなう、土砂やガレキの撤去作業、避難所にいる市民への要望などの聞き取り、食事の提供などの活動に延べで三二〇人が参加しました。

広島ダンプ支部の山田昭男書記長は、8月24日に広島県労連が取り組むボランティア活動に手弁当で参加しました。広島市安佐南区緑井地区の土砂やガレキの撤去作業に取り組みました。

まだ行方不明者の捜索中の



12条団体等の使用促進措置を全ての請負者に徹底してください（7月17日大阪・ネクスコ西日本本社）



大規模な集中豪雨により甚大な被害を受けた被災地の様子（8月23日広島県広島市内）

地域の土砂撤去作業はできません。家の人がいる家屋の土砂を「土のう袋」を使用して撤去作業を手伝いましたが、「私だけではどうにもなりません。本当に助かります」と大変感謝されましたが、わか雨が降ると2次災害の危険もあり、中断して集会所に撤退、町内会とも相談して、午後3時にこの日の作業を終了しました。

同支部では被災地域に居住する組合員8名に連絡を取りましたが、安佐南区山本に住む組合員1名が「床上浸水」の被害を受けていることが分かりました。水浸しになった家財の持ち出しなどの応援についてはすでに外に出したのでもいいとのことでした。（本人から連絡有）

その他、同地区に住む元組

合員にも連絡が取れ、安否確認をしました。

広島県は危険急傾斜地 日本で一番多い地域

広島市は15年前の一九九九年（平成11年）にも集中豪雨による土砂災害で31名の方が死亡するという悲惨な災害が発生しましたが、その教訓は一体どう活かされたのでしょうか。

その時も、広島県は花崗岩質で水を含むと崩壊する危険な急傾斜地が3万2千カ所と日本一多い県であると報告されていますが、防災対策の工事はどのようになされたのか、安佐南地区も砂防工事が予定されていたといわれていますが、どうだったのか、今後の重要な課題となっています。